

(参考)

マイナ保険証等を提示せずに医療費を10割支払った場合の払い戻しについて

【社会保険・国保組合の方】

医療費の内訳

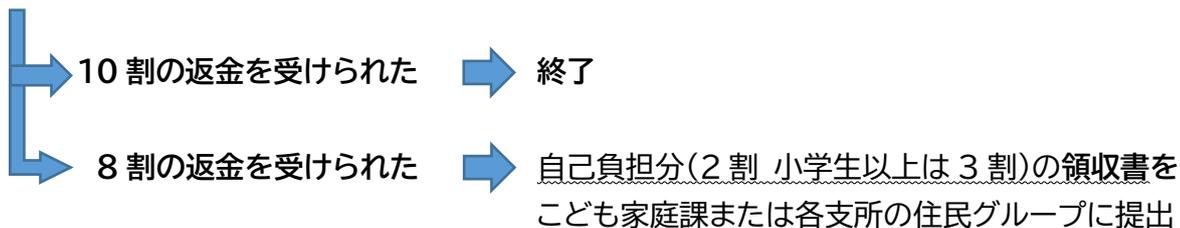
10割	
8割(小学生以上は7割)	2割(小学生以上は3割)
マイナ保険証等で無料になる部分 ⇒加入している保険者に支給申請	受給資格証で無料になる部分 ⇒会津若松市に助成申請
【手続き先】 ・健康保険組合(保険者) ・勤務先 福利厚生担当 など	【手続き先】 会津若松市役所 子育て家庭課 ⇒8:30~17:15(平日のみ) 北会津支所・河東支所 住民グループ ⇒8:30~17:00(平日のみ)

注意!

会津若松市の国民健康保険の方は国保年金課へご相談ください。

医療機関から返金を受けられる場合

医療機関にマイナ保険証等と受給資格証を持参する



※ 医療機関にお問い合わせの上、お手続きください。

医療機関から返金を受けられなかった場合

① 保険者に「療養費」(8割分)の申請をする

※ 領収書を提出する前に、コピーを一部控えておいてください…A

↳ 保険診療点数が分かるもの

② 「療養費」の決定通知書が届く…B

③ 下記のものを持参して子育て家庭課または各支所の住民グループへ

- A 領収書のコピー
- B 「療養費」の支払決定通知書
- C 子ども医療費受給資格証
- D お子さまのマイナ保険証等

問合せ先：会津若松市子育て家庭課

TEL 0242-39-1243